

住むことと働くこと

『日本労働研究雑誌』編集委員会

住むことと働くことは密接に関連している。職場と居住地が一致しやすい自営業や農業のような場合もあれば、居住地から離れたオフィス街に通勤する労働者の場合もある。また、転職や転勤に伴い、居住地そのものも移動する場合がある。

本来、どこで働きどこに住むかは労働者自身で決定可能なはずだが、使用者側は職務上の理由から転勤を命じたり、就業規則で通勤手当の支給範囲を制限したりすることで、事実上居住地を勤務先のある一定範囲内に指定することができる。このような住むことと働くことに関する、労使間の利害対立は、転勤や（長距離）通勤であらわれやすいと考えられる。

住むことと働くことに付随する問題は変化する可能性が高い。それは、生活上の事情から働く場所に制約をもつ労働者の増加や、新型コロナウイルス感染症対策として急速に広がったテレワークが働く場所と住む場所の境界を曖昧にしたからである。これらの変化は、住むことと働くことに関する問題を変えるのだろうか。

本特集は、転勤と通勤に焦点をあて、住むことと働くことに付随する労働問題を検討するため、人的資源管理、法学、経済学それぞれの観点からの論稿を揃えた。

住むことと働くことを考えるうえで、労働者の居住地選択に影響を与えうる企業内の人材配置施策への理解が必要となる。今野論文は、労働者の居住地選択に影響を及ぼす人事施策（当該人事施策）である採用と転勤に着目し、当該人事施策の現状とその変遷を明らかにしたうえで、その人事管理への影響を検討している。そのうち、人事管理の基本構造に影響を及ぼす転勤施策に注目し、基幹的業務には居住地選択に制約のない転勤可能な労働者を配置する伝統的な人事管理から、居住地選択に制約のある転勤のできない労働者も基幹的業務に配置する人事管理へと、人事管理は段階的に変化しつつある点を、企業事例を踏まえつつ、企

業が現実にとりうる人事管理タイプと今後の変化を展望している。

実態としてどのような企業が転勤を実施し、雇用管理として転勤はどのように運用され、そして転勤者はそれをどのように評価しているのかを武石論文は包括的に議論している。転勤には複数の拠点への人材供給機能と人材育成機能があるが、企業は後者の人材育成機能を効率的に発揮するために「会社主導」で転勤を進めることが一般的であった。ところが、企業主導で実施してきた転勤は、転勤経験者にとって、その転勤が能力開発面で効果的であったことを肯定的に評価する割合は低く、今後の転勤を望まないなど、企業が人材育成のために社員に転勤を求めていくことの合理性は失われつつある点を指摘している。今後の転勤のあり方は各社の実態に沿った現状把握と評価が行われるべきとしつつも、転勤の決定に従業員の事情や希望を反映させるような施策対応の重要性を指摘している。

篠原論文は転勤の法的論点を包括的に議論している。転勤命令の有効性は、就業規則において転勤範囲を限定するような合意が労使間であったかどうか、使用者の権利濫用があったかどうかで判断される判例法理が確立している。この判例法理は、結果的に、使用者に転勤命令についての広範な裁量を認めるものであり、解雇権濫用法理等とあいまって日本型雇用慣行を法的に支えてきた。転勤命令は適正な範囲に制限する必要があるものの、労働契約の性質上、契約締結時に転勤の範囲を明確に限定することが困難であるため、労働者にとって不意打ちとなる転勤命令が起こりうる。ただし、一定の地域限定社員（多様な正社員）を制度的に導入することで、こうした不意打ち的な側面を薄めることができる点を指摘している。

転勤による、本人あるいは配偶者の転勤による居住地の変更は、当事者だけではなく家族の就労の意思決定に影響を与えうる。関島・阿部論文は夫に転居を伴う転勤が生じた際の妻の同居と就業の選択を1994年

から2019年までの『消費生活に関するパネル調査』を用い定量的に分析している。就業状態の記述統計な分析によると、2010年代は2000年代と比べて、夫の転勤に妻も転居して専業主婦になる世帯が減り、夫が単身赴任になる共働き世帯が増えたことを明らかにしている。妻の同居と就業の同時決定を考慮した計量分析によると、同居と就業の選択には負の相関があり、未就学の子どものみをもつ妻は、夫とともに転居して就業しない確率が高いことを明らかにしている。

多くの労働者と企業が特定の場所に集まると都市となる。都市化が大都市圏で働く労働者に影響を与える影響について、公開データから日本の実態を概観するとともに、国内外の既存研究を概観したのが東論文である。都市化は集積の経済と集積の不経済をもたらす。集積の経済は、都市化が労働者の人的資本蓄積の促進や、労働者と企業のマッチングの質向上を通し、都市賃金プレミアムを発生させる。一方で、集積の不経済は、高い家賃を避け郊外に住むことで通勤時間が長くなり、既婚で子どもを持つ女性の労働力参加を抑制することや男女間賃金格差の要因となりうる。

通勤は、私生活と就労との中間地点にあたる。通勤

は職務に従事するための準備行為とされるが、通勤が労働者に与える肉体的・精神的負担は少なくない。天野論文は「通勤」「通勤手当」にまつわる法的問題を検討している。通勤災害保護制度の変容や、裁判例を通し通勤に対する法的保護が拡大している点を明らかにしている。また、通勤手当と同一労働同一賃金を巡る裁判例や通勤手当の不正受給を理由とする懲戒処分が争われた裁判例を分析することで、「通勤手当」を巡る法的問題を紹介し、平成28年の税制改正による、通勤手当の非課税限度額が増額したことを紹介している。

いずれの論文もそれぞれの学問領域から住むことと働くことに付随する論点を整理しつつ、テレワークの拡大に伴う変化の可能性を議論していることが特徴である。また、当該問題はさまざまな施策や制度と関連して考察されるべき問題である点も指摘している。本特集号がこの問題の理解の一助となれば幸いである。

責任編集 佐野晋平・坂爪洋美・富永晃一
(解題執筆 佐野晋平)